

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	保健情報システム（対物系）の再構築及びデータ移行の委託について
--------	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部衛生課食品保健係）

事業の概要

事業名	保健情報システム（対物系）の再構築												
担当課	衛生課												
目的	保健情報システム（対物系）の再構築を行い、業務の正確・迅速かつ効率的な執行を行う。												
対象者	畜犬登録している区民、区内で営業を営む保健衛生関連の業者及び区内在住の保健衛生関係免許取得者												
事業内容	<p>現行の保健情報システムについては、「保健情報システムの再構築及び追加システムについて」により平成 15 年度第 4 回情報公開・個人情報保護審議会に諮問・承認を得た上で、平成 16 年 4 月から本格稼働している。稼働以降における改修の際にも、その都度、事前に当該審議会の承認を得ており、現在に至っている。</p> <p>しかし、現行の保健情報システムは、機器及びソフトウェアの老朽化が進んでいる上に、法改正等に伴う改修ができずに手作業により行っている等事務事業に支障を生じている状況にある。</p> <p>そのため、保健情報システムを抜本的に再構築し、区民サービスの向上及び業務の効率化を図ることとする。</p> <p>（概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現行システムでは、対人系システムと対物系システム（※）を統合していたが、対物系システムは、対人系システムと異なり、住基情報に連動する必要がないため、それぞれ独立したシステムとする。 2 新システムは、法改正等に伴う改修を円滑に行う等のため、パッケージ化されたものを導入することとする。 3 新システム（対物系）は、衛生課で活用することとする。 <p>※ 対物系システムとは、飲食店、薬局、医療施設、興行場、公衆浴場、理・美容室等、主に営業を行う施設に関する情報を管理するシステムである。</p> <p>新システム（対物系）の詳細は、別紙「新旧サブシステム一覧」、「システム概要」及び「システム機能」のとおりとする。</p> <p><対象記録データ></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">畜犬登録台帳</td> <td style="width: 33%;">約 9,200 件</td> <td style="width: 33%;">食品衛生台帳</td> <td style="width: 33%;">約 26,000 件</td> </tr> <tr> <td>医療施設台帳</td> <td>約 2,200 件</td> <td>環境衛生台帳</td> <td>約 12,000 件</td> </tr> <tr> <td>薬事衛生台帳</td> <td>約 2,600 件</td> <td>試験検査台帳</td> <td>約 1,900 件</td> </tr> </table>	畜犬登録台帳	約 9,200 件	食品衛生台帳	約 26,000 件	医療施設台帳	約 2,200 件	環境衛生台帳	約 12,000 件	薬事衛生台帳	約 2,600 件	試験検査台帳	約 1,900 件
畜犬登録台帳	約 9,200 件	食品衛生台帳	約 26,000 件										
医療施設台帳	約 2,200 件	環境衛生台帳	約 12,000 件										
薬事衛生台帳	約 2,600 件	試験検査台帳	約 1,900 件										

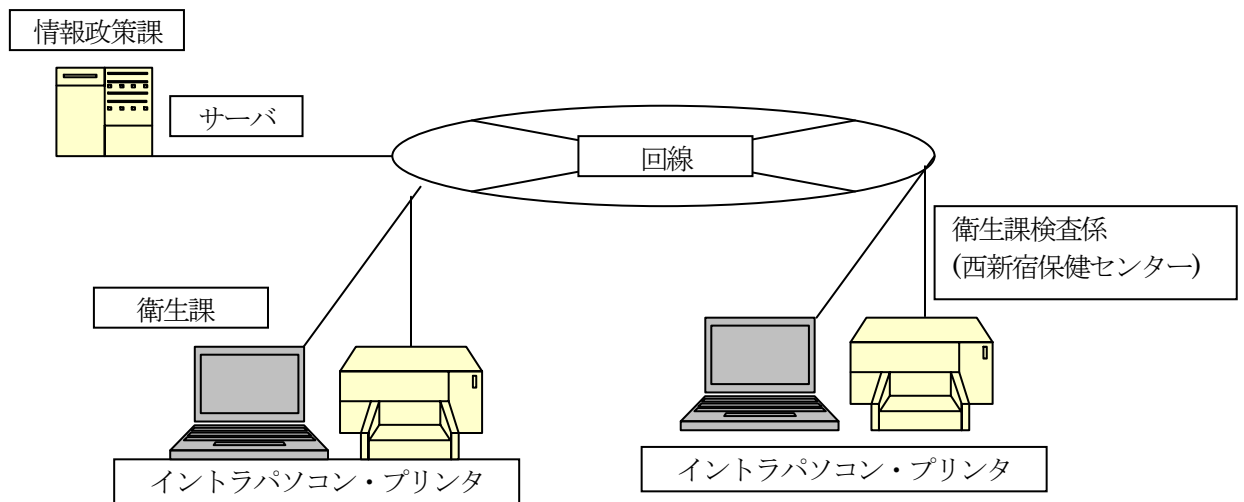
件名 保健情報システム(対物系)の再構築について

保有課(担当課)	衛生課
登録業務の名称	保健情報システム(対物系)の再構築
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲</p> <p>① 畜犬登録を行っている区民</p> <p>② 区内で営業等を営む飲食店、医療施設、薬局、理容、美容、クリーニング業、公衆浴場、旅館業、興行場、特定建築物等の営業者・管理者情報</p> <p>③ 区内に在住及び勤務している次に掲げる者に関する免許の情報 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士、視機能療法士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、毒物劇物取扱責任者等</p> <p>2 記録項目 付属資料1～6(保健情報システム(対物系)再構築記録項目)のとおり</p> <p>3 記録するコンピュータ 情報政策課に設置される統合サーバ</p>
新規開発・追加・変更の理由	保健情報システム(対物系)の再構築に伴い、現行システムで管理している記録項目に加えて、紙台帳で管理していた「医師、保健師等の免許情報」、「施設の苦情情報」及び「講習会参加の有無」等について記録項目の追加を行い、区民サービスの向上及び業務の効率化を図る(追加項目については、付属資料1～6のとおり)。
新規開発・追加・変更の内容	<p>新システムは、下記により事務処理の効率化を図る。</p> <p>1 区のイントラネット機器活用(個別機器の導入が不要)</p> <p>2 情報政策課のサーバ統合(バックアップ等の運用・経費軽減)</p> <p>3 カスタマイズを極力行わないパッケージシステムの導入(法改正時に導入自治体全体で費用按分が可能)</p> <p>4 新システムへの現システムのデータ移行(経年データの蓄積)</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	開発過程におけるテスト、データセットアップには、区職員が立ち会う。
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成24年12月 サーバに設置</p> <p>平成25年2月 システム仮稼働予定</p> <p>平成25年4月 システム本稼働</p>

新旧サブシステム一覧

現行システム (対物系)			新システム (対物系)	
No.	名称		No.	名称
1	畜犬台帳管理システム	→	1	畜犬登録サブシステム
2	食品衛生管理システム	→	2	食品衛生サブシステム
3	医療施設管理システム	→	3	医療施設サブシステム
4	薬事衛生管理システム	→	4	薬事衛生サブシステム
5	環境衛生管理システム (受水槽含む)	→	5	環境衛生サブシステム
6	試験検査管理システム	→	6	試験検査サブシステム

システム概要



システム機能

運用管理：畜犬登録、食品衛生、医療施設、薬事衛生、環境衛生、試験検査
 集計報告：畜犬登録、食品衛生、医療施設、薬事衛生、環境衛生、試験検査
 統計分析：畜犬登録、食品衛生、医療施設、薬事衛生、環境衛生、試験検査

件名 保健情報システム(対物系)の再構築に伴うデータ移行の委託について

保有課(担当課)	衛生課
登録業務の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 畜犬登録サブシステム (畜犬の登録管理・鑑札情報、予防注射情報) 2 食品衛生サブシステム (食品衛生台帳管理、監視情報、苦情情報、収去検査管理) 3 医療施設サブシステム (医療施設台帳管理、監視情報、苦情情報) 4 薬事衛生サブシステム (薬事衛生台帳管理、監視情報、苦情情報) 5 環境衛生サブシステム (環境衛生台帳管理、監視情報、苦情情報) 6 試験検査サブシステム (試験検査管理)
委託先	<ol style="list-style-type: none"> 1 三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社(現行システム業者) 2 日本コンピューター株式会社(新システム業者)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	現行保健情報システム(対物系)に記録されている情報
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	新システムの再構築にあたり、データの移行が必要になるが、現行システム、新システムとも、開発業者以外にはデータの抽出及びセットアップを確実に行うことが不可能であるため
委託の内容	<p>委託先1の業者に関しては、現行システムから移行データの作成・抽出を委託する。</p> <p>委託先2の業者に関しては、抽出データから新システム(対物系)へのデータセットアップを委託する。</p>
委託の開始時期及び期限	審議会報告後から平成25年3月下旬まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 データの抽出及びデータのセットアップには、区職員が立ち会う。 3 抽出された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

